

女性活躍推進に基づく行動計画

従業員が働きやすい環境を整え、女性従業員もより一層活躍できるように次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 6 年 12 月 1 日 ～ 令和 10 年 11 月 30 日 までの 4 年間

2. 課題

年次有給休暇の取得はあるが、各人の業務内容によって取得日数に差異がある状況。

3. 内容

年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間 8 日以上とする。

3. 取組内容

- 令和 7 年 1 月 ～ 取組内容に向けて課題を明確にする
- 令和 7 年 4 月 ～ 従業員へ周知
半年毎に取得状況のチェック
未取得者に対するフォロー
- 令和 9 年 4 月 ～ 経過確認、再周知
業務内容に関係なく有給休暇取得をより定着させる